

## 9月1日から保険適用 前歯部へのCAD/CAM冠

新設材料区分：CAD/CAM 冠用材料(IV)

8月19日の中医協総会で前歯部へのCAD/CAM冠の保険適用が承認され9月1日から保険適用がスタートしました。基本的に算定ルールは従来のCAD/CAM冠の取り扱いと同様です。以下では、算定点数や留意点などをご案内します。

### 算定点数

- CAD/CAM冠(1歯につき) 1,200点
- 材料料 CAD/CAM冠用材料(IV) ※新設材料区分 576点
- 歯冠補綴時色調採得検査(1枚につき) 10点
- テンポラリークラウン(1歯につき) 34点
- ※ 上記は、新しく取り扱いが示された点数です。上記以外の例えば、装着料、内面処理加算1、形成料、支台築造、印象採得や咬合採得などは、従来のCAD/CAM冠の算定ルールと同様です。
- ※ 前歯部のCAD/CAM冠は、金属アレルギー患者に限定した取り扱いではありませんので、クラウン・ブリッジ維持管理料の算定対象となります。

### 留意点

- 従来のCAD/CAM冠と同様に施設基準の届出が必要です。
- 前歯部のCAD/CAM冠での色調、TeCの算定に係る取り扱いが追加されました。
  - ※前歯にCAD/CAM冠を製作する場合で、CAD/CAM冠用材料(IV)の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、歯冠補綴時色調採得検査を算定する。
  - ※前歯のCAD/CAM冠に係りテンポラリークラウンを用いた場合は、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。
- 前歯のCAD/CAM冠の製作にあたり、CAD/CAM冠用材料(IV)を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)となります。
  - ※従来のCAD/CAM冠用材料(II)を大臼歯に使用した場合と同様の取り扱いです。
- レセプト記載については、「歯冠修復及び欠損補綴」項中の「その他」欄に「歯CAD(IV)」と表示し、点数及び回数を記載することとなります。

### レジンブロック材料 ※9月1日時点

販売名 カタナ アベンシア N(クラレノリタケデンタル株式会社)

【適用範囲】 前歯部 / 【保険償還価格】 5,760円/ブロック